平成２２年（フ）第３６１号
長崎県佐世保市鹿町町長串１番地８、旧住所愛知県西尾市桜町奥新田20番地４　キャッスルハイツ西尾桜町201号
債務者　谷村　祐介
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1596番地２、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷140番地６
債務者　小林千代子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1596番地２、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷1728番地７
債務者　小林　里恵（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
長崎県佐世保市大和町1025番地３
債務者　百武　京子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７２２号
川崎市多摩区堰１丁目１番３号　レオパレス・ルーナ・スペランツア204、前住所東京都中野区丸山１丁目１番29号
債務者　堀込　昭夫
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０８６１号
東京都足立区竹の塚４丁目２－３―306
債務者　池上　幸夫
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８９７号
東京都足立区綾瀬５丁目９―７―402
債務者　佐々木滿廣
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８９８号
東京都足立区入谷９丁目30―27―402
債務者　秋山　清美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９３０号
東京都港区港南３丁目１―26―415
債務者　芳野　美枝
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９８０号
東京都青梅市東青梅６丁目27―８
債務者　徳田　庄六
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９９８号
東京都足立区竹の塚７丁目７―16―206
債務者　清島　秀人
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０２０号
神奈川県鎌倉市西鎌倉２丁目13―10
債務者　清水　藤江
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６号
熊本県阿蘇市内牧1214番地
債務者　藤川　実雄
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第８３９号
静岡市駿河区中野新田303番地の５　コーポ山中303号
債務者　竹下　利奈
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９７号
静岡県焼津市東小川８丁目３番地の11　セントポーリア205
債務者　久保野和道
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部